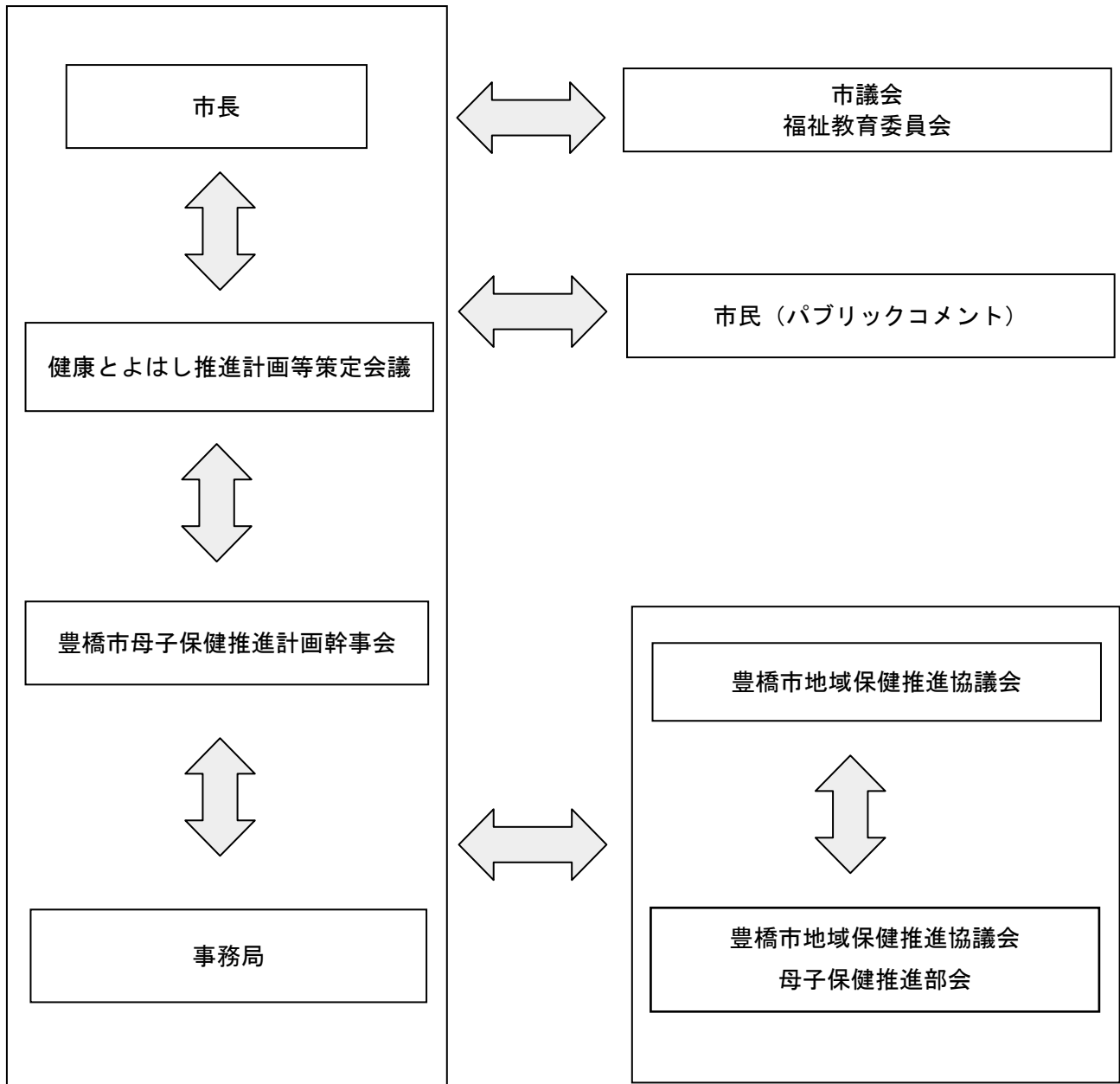


資料編

1 計画の策定体制

(1) 策定組織図



(2) 豊橋市地域保健推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 保健、医療、福祉の一層の充実、強化を推進し、公衆衛生の向上及び市民の健康と福祉の増進を図るため、豊橋市地域保健推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 地域保健の推進に関すること。
- (2) 保健、医療、福祉の連携及び調整に関すること。
- (3) その他必要な事項。

(組織)

第3条 協議会は、委員18人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる機関等を代表する者等のうちから市長が委嘱する。

- (1) 医療関係団体
- (2) 医療施設
- (3) 保健衛生団体
- (4) 学校関係者
- (5) 社会福祉関係者
- (6) 事業者等
- (7) 学識経験者等

(会長及び副会長)

第4条 協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、協議会を総括する。
- 4 副会長は、会長が協議会に諮って選任する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときはその職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その会議の議長となる。

2 協議会は、必要に応じて関係者の出席を求め、説明、意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 協議会は、具体的かつ専門的な事項について、検討、協議させるため部会を置くことができる。

2 部会長は、会長が選任する。

(庶務)

第8条 協議会の事務局は、健康部保健所健康政策課に置く。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って

定める。

附 則

この要綱は、平成11年5月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年9月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月20日から施行する。

豊橋市地域保健推進協議会議委員名簿

(順不同・敬称略)

区分	氏名	所属団体
会長	安井 洋二	一般社団法人 豊橋市医師会
副会長	山口 堅三	一般社団法人 豊橋市歯科医師会
委員	中嶋 孝任	一般社団法人 豊橋市薬剤師会
〃	河合 正治	豊橋市獣医師会
〃	市原 透	独立行政法人国立病院機構豊橋医療センター
〃	加藤 岳人	豊橋市民病院
〃	杉原 敏雄	愛知県食品衛生協会豊橋支部
〃	左京 みなもとの三郎	豊橋生活衛生同業組合連合会
〃	小川 眞由美	豊橋市食生活改善協議会
〃	市川 徹	豊橋市立小中学校長会
〃	掛布 喜代子	豊橋市民生委員児童委員協議会
〃	河合 亮二	社会福祉法人 豊橋市社会福祉協議会
〃	今川 智嗣	豊橋市老人クラブ連合会
〃	松井 孝悦	豊橋商工会議所
〃	木田 きよえ	J A豊橋女性部会
〃	原 基修	豊橋市自治連合会
〃	柿原 ヤヨイ	公益財団法人 豊橋市国際交流協会
〃	新井野 洋一	愛知大学地域政策学部

(3) 豊橋市地域保健推進協議会母子保健推進部会運営要領

1. 目的

豊橋市地域保健推進協議会設置要綱第7条に基づき豊橋市母子保健推進部会（以下「部会」という。）を設置し、母子保健事業を円滑に推進することを目的とする。

2. 協議事項

部会は、次の事項を協議する。

- (1) 母子保健の向上及び事業の推進に関すること。
- (2) その他保健所長が必要と認める事項。

3. 組織

1 部会は、次に掲げる組織の者のうちから構成する。

- (1) 医師会
- (2) 歯科医師会
- (3) 薬剤師会
- (4) 医療機関
- (5) 小中学校校長会
- (6) 民生委員・児童委員協議会
- (7) 患者家族団体
- (8) 学識経験者
- (9) 社会福祉協議会
- (10) 愛知県東三河児童・障害者相談センター
- (11) 市関係各課
- (12) その他保健所長が適当と認めた者

2 部会長は、保健所長をもって充て、部会を統括する。

4. 会議等

- (1) 部会の会議は、部会長が招集し、必要に応じて開催する。
- (2) 会議の議長は、原則として部会長とする。ただし、協議の内容に応じて、部会長があらかじめ指定した者を議長とすることができる。
- (3) 部会長は、協議の内容に応じて、組織構成の者以外の学識経験者等の必要な者を出席させることができる。

5. 報告

部会の会議での決定事項及び協議結果は、直近の豊橋市地域保健推進協議会の会議に報告するものとする。

6. 記録の保管

部会長は、部会の会議の記録を整備し、これを適切に保管する。

7. 庶務

部会の庶務は、保健所健康政策課の協力を得て保健所こども保健課において処理する。

8. その他

この要領に定めるもののほか、部会の運営に関して必要な事項は、部会長が定めることができる。

附則 この要領は、平成11年10月1日から施行する。

附則 この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附則 この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附則 この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附則 この要領は、平成18年10月1日から施行する。

附則 この要領は、平成22年4月1日から施行する。

平成29年度豊橋市地域保健推進協議会母子保健推進部会名簿

(順不同・敬称略)

区分	氏名	所属団体等
部会長	犬塚 君雄	豊橋市健康部長
委員	大林 幹尚	一般社団法人 豊橋市医師会 理事 (小児科)
〃	竹内 欽哉	一般社団法人 豊橋市医師会 理事 (産婦人科)
〃	大賀 将志	一般社団法人 豊橋市歯科医師会 理事
〃	山内 麻友	一般社団法人 豊橋市薬剤師会 理事
〃	小山 典久	豊橋市民病院 小児科第一部長兼小児科 (新生児) 第一部長兼 周産期母子医療センター長 (新生児部門)
〃	岡本 雅子	豊橋創造大学短期大学部幼児教育・保育科 教授
〃	荒木 功次	豊橋市民生委員児童委員協議会 主任児童委員代表
〃	吉田 典子	豊橋子育てネットワークゆずり葉 代表
〃	加藤 裕江	社会福祉法人 豊橋市社会福祉協議会 とよはしファミリー・サポート・センター主任アドバイザー
〃	朝河 麻里	東山地域子育て支援センター 代表
〃	武田 靖志	愛知県東三河福祉相談センター 児童育成課長
〃	河合 幸子	市民協創部市民協働推進課長
〃	鈴木 教仁	こども未来部こども未来政策課長
〃	中山 久美子	豊橋市こども未来部こども未来館副館長兼事務長
〃	種井 直樹	豊橋市こども未来部こども家庭課長兼こども若者総 合相談支援センター長
〃	奥平 将	こども未来部保育課長
〃	竹花 俊二	健康部健康政策課長
〃	牧野 忍	健康部健康増進課長
〃	田中 伸治	健康部こども発達センター事務長
〃	木下 智弘	教育部学校教育課長
〃	小田 恵司	教育部保健給食課長

(4) 健康とよはし推進計画等策定会議設置要綱

(設置)

第1条 健康とよはし推進計画及び豊橋市母子保健推進計画の改訂並びに豊橋市歯科口腔保健推進計画を策定するため、健康とよはし推進計画等策定会議（以下「策定会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 策定会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 健康とよはし推進計画及び豊橋市母子保健推進計画の改訂に関する方針の決定
- (2) 健康とよはし推進計画及び豊橋市母子保健推進計画改訂案の策定
- (3) その他健康とよはし推進計画及び豊橋市母子保健推進計画の改訂に関し必要な事項
- (4) 豊橋市歯科口腔保健推進計画の策定に関する方針の決定
- (5) 豊橋市歯科口腔保健推進計画案の策定
- (6) その他豊橋市歯科口腔保健推進計画の策定に関し必要な事項

(策定会議)

第3条 策定会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

2 会長、副会長及び委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

3 会長は、策定会議を招集し、会務を総理する。

4 会長は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

5 副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときは、その職務を代理する。

6 策定会議は、健康とよはし推進計画及び豊橋市母子保健推進計画の改訂並びに豊橋市歯科口腔保健推進計画の策定に当たり市民の意見を反映させるため、必要に応じて豊橋市地域保健推進協議会に意見を求めるものとする。

(幹事会)

第4条 策定会議の下に、健康とよはし推進計画幹事会及び豊橋市母子保健推進計画幹事会並びに豊橋市歯科口腔保健推進計画幹事会（以下「幹事会等」という。）を置き、別表第2及び別表第3並びに別表第4に掲げる職にある者をもって充てる。

2 幹事会等は、次の事項を所掌し、幹事長は策定会議に必要な資料を提出する。

- (1) 健康とよはし推進計画及び豊橋市母子保健推進計画の改訂に関する調査、検討
- (2) 健康とよはし推進計画及び豊橋市母子保健推進計画改訂の素案の作成
- (3) 豊橋市歯科口腔保健推進計画に関する調査、検討
- (4) 豊橋市歯科口腔保健推進計画の素案の作成

(策定作業チーム)

第5条 幹事会等に策定作業チームを置き、委員は幹事会等の推薦者をもって充てる。

2 策定作業チームは、前条2に掲げる事項を円滑に進めるため調査検討し、幹事会等に必要な資料を提出するものとする。

(事務局)

第6条 策定会議、健康とよはし推進計画幹事会の事務局を健康部保健所健康政策課に置き、豊橋市母子保健推進計画幹事会の事務局を健康部保健所こども保健課に置き、豊橋市歯科口腔保健推進計画幹事会の事務局を健康部保健所健康増進課に置く。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、策定会議の運営に関し必要な事項は、会議に諮って定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成29年4月11日から施行し、計画の策定をもってその効力を失う。

別表第1 (第3条関係)

策 定 会 議 名 簿

区 分	役 職 名
会 長	健康部長兼保健所長
副 会 長	福祉部長兼福祉事務所長
委 員	危機管理統括部長
〃	総 務 部 長
〃	財 務 部 長
〃	企 画 部 長
〃	市 民 協 創 部 長
〃	こども未来部長兼福祉事務所副所長
〃	産 業 部 長
〃	都 市 計 画 部 長
〃	教 育 部 長

別表第2 (第4条関係)

健康とよはし推進計画幹事会名簿

区 分	役 職 名
幹 事 長	健康政策課長
委 員	政策企画課長兼地方創生推進室長
〃	市民協働推進課長
〃	「スポーツのまち」づくり課長
〃	国 保 年 金 課 長
〃	長 寿 介 護 課 長
〃	こども未来政策課長
〃	こども家庭課長兼こども若者総合相談支援センター長
〃	健康増進課長
〃	こども保健課長
〃	農 業 企 画 課 長
〃	まちなか活性課長兼まちなか図書館整備推進室長
〃	学 校 教 育 課 長
〃	保 健 給 食 課 長
〃	生 涯 学 習 課 長

別表第3（第4条関係）

豊橋市母子保健推進計画幹事会名簿

区 分	役 職 名
幹 事 長	こども保健課長
委 員	政策企画課長兼地方創生推進室長
〃	障 害 福 祉 課 長
〃	こども未来政策課長
〃	こども未来館副館長兼事務長
〃	こども家庭課長兼こども若者総合相談支援センター長
〃	保 育 課 長
〃	健 康 政 策 課 長
〃	健 康 増 進 課 長
〃	こども発達センター事務長
〃	学 校 教 育 課 長
〃	保 健 給 食 課 長

別表第4（第4条関係）

豊橋市歯科口腔保健推進計画幹事会名簿

区 分	役 職 名
幹 事 長	健 康 増 進 課 長
委 員	防災危機管理課長
〃	政策企画課長兼地方創生推進室長
〃	福 祉 政 策 課 長
〃	長 寿 介 護 課 長
〃	障 害 福 祉 課 長
〃	健 康 政 策 課 長
〃	こども保健課長
〃	こども発達センター事務長
〃	学 校 教 育 課 長
〃	保 健 給 食 課 長

(5) 計画改訂の経過

年月日		主な検討事項等
平成 28年度	9月1日	○第1回豊橋市地域保健推進協議会母子保健推進部会 豊橋市母子保健推進計画（第2次）の中間評価のアンケート調査について
	11月～12月	○健康づくりに関するアンケート調査 対象：小学6年生、中学3年生、高校3年生各約600人
		○出産・子育てに関するアンケート調査 対象：4か月児、1歳6か月児、3歳児各約500人
3月27日	○第1回豊橋市地域保健推進協議会 計画改訂について	
平成 29年度	4月25日	○第1回健康とよはし推進計画等策定会議 計画改訂について
	4月27日	○第1回母子保健推進計画等策定幹事会 計画改訂について
	7月6日	○第1回豊橋市地域保健推進協議会母子保健推進部会 豊橋市母子保健推進計画（第2次）の中間見直しについて
	8月24日	○第2回豊橋市地域保健推進協議会母子保健推進部会 豊橋市母子保健推進計画（第2次）改訂版（案）の検討
	9月11日	○第2回母子保健推進計画等策定幹事会 豊橋市母子保健推進計画（第2次）改訂版（案）の検討について
	9月27日	○第2回健康とよはし推進計画等策定会議 豊橋市母子保健推進計画（第2次）改訂版（案）の検討について
	11月14日	○福祉教育委員会
	12月1日～ 1月4日	○計画素案の公表及び意見の募集（パブリックコメント）
1月25日	○第1回豊橋市地域保健推進協議会 豊橋市母子保健推進計画（第2次）改訂版について（最終案）	